

キヤンデイ王国時代の農村

——スリランカ農村問題の歴史的背景——

渋谷 利雄

はじめに

一般に第三世界における今日の農村問題は、西欧資本主義諸国による植民地統治を契機として、農村が貨幣経済に巻き込まれたことに起因している。金融機関が未発達な農村では、借金は高利貸しに頼らざるを得ない。その結果担当流れによる土地無し農民が増加し、彼らは小作農や農業労働者に転化していった。一方このような情況は土地の買取りや植民地政府の税政策とあいまって、土地は商人や富農、旧領主層の手に集中するようになり、地主・小作関係が形成されるようになった。近代化過程で都市の工場に多くの農村人口を吸収してきた日本と違って、大部分の第三世界の諸国では農業以外に生活の手段を見出すことはむずかしい。こうして農村では、過剰人口、土地不足、負

債、貧困といった問題が累積されることになる。⁽¹⁾ スリランカでも農村青年の反乱が社会を震撼させたでき事は、われわれの記憶に新しい。⁽²⁾

スリランカでは植民地経済体制のもとで、プランテーションは、稲作を主とした伝統的な農村経済と別個に発展してきた。家族労働や村人との共同労働が行なわれてきたシンハラ農村は、河谷に位置する。それに対しプランテーションは、ヨーロッパ資本と移民労働力によって山や丘陵の尾根づたいに開かれていった。とはいえ一九世紀半ば以降のプランテーションの飛躍的發展と貨幣経済の展開は、農民の階層分化を促進し、農村の社会経済構造に重大な変化を引き起した。土地はしだいに不在地主の手に集中するようになり、刈分け小作が広く行なわれるようになった。また農民の間でも畑地や焼畑で、商品作物としてコーヒ、ココ椰子、アレカナット、トウガラシなどの栽培が行

なされるようになった。

しかしながらスリランカでは、農村の都市化はまだあまり進行していない。農村では今日でもしばしば共同体の論理が個人の論理に優先し、親族の絆が人々の生活にとって重要な意味をもっている。したがって今日の農村問題を理解する上で、歴史的背景として植民地以前の農村の社会経済構造と、その変容過程の考察が必要とされよう。そこで本稿では、キャンディ王国時代(一五九一〜一八一五)の農村の社会経済構造の特徴を把握することにす。そのため主に土地制度、親族組織およびカースト制の関連について素描するつもりである。文書による記録をあまり残さない当時の農村の社会経済構造を研究しようとする場合、資料的に大きな制約があるが、人類学者による農村調査報告は豊かな資料を提供するであろう。⁽⁴⁾

伝説によると、紀元前六世紀ごろアリア系のシンハラ人が北インドからこの島に移住してきたとされている。彼らは先住者のヴェツダ族やドラヴィダ人と融合し、やがて北部乾燥地帯のアヌラダプラを中心に古代国家を形成するようになった。紀元前三世紀には、インドから仏教が伝えられ、巨大な仏教寺院や王宮が建設され、中国とローマを結ぶ海上貿易の中継地としても栄えるようになった。南インドからのタミル人の侵入による戦争や内部抗争をくり返

しながらも、一三世紀ころまでこの地域はもっとも人口が集中していたところである。アヌラダプラからポロナルワまで、ニワトリが人家の屋根つたいに歩いて行くことができるというたとえ話も伝えられている。⁽⁵⁾

この繁栄を支えたのは、大小の貯水池や水路による大規模な灌漑施設であった。ところが一三世紀ころから北部乾燥地帯のシンハラ人は、続々と西南部の湿潤地帯に移住するようになった。その理由は、気候の変化、地味の低下、タミル人の圧迫、マラリヤの蔓延などといわれるが明らか

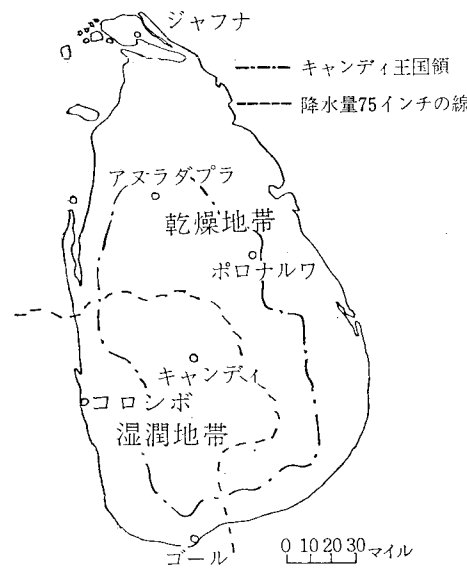


図1 スリランカ概要図

ではない。⁽⁶⁾この移住の結果、遺棄された灌漑施設や耕地は荒廃し、小さな貯水池を伴った小村落がジャングルの中に点在するだけとなった。北部乾燥地帯は、現在ではもっとも人口の希薄な地域の一つとなっている。

一六世紀にポルトガル人がやってきた頃、この島には北部のジャフナ王国・西部のコッテ王国とキャンディ王国に分立していた。ポルトガル人はやがてジャフナ王国とコッテ王国を直接支配下に置くようになった。ポルトガル人も、また一六五八年にポルトガル人を駆逐したオランダ人も、主な関心は、肉桂、寶石、真珠などの貿易の独占にあった。とくに肉桂は、オランダ東インド会社に莫大な利益をもたらした。⁽⁷⁾一七九六年にオランダにとってかわったイギリスも、当初の目的は肉桂と軍事基地の確保であった。これら西欧列強は海岸地帯を統治し、独自の徴税制度をしいたりキリスト教の布教活動を行ったが、伝統的なシンハラ社会に対する影響は限定的なものであった。⁽⁸⁾

ヨーロッパ人の支配の及ばない内陸部では、キャンディ王国が独立を保っていた。ここでは王は超自然的な力をもつとされ、豊饒儀礼を取った。また王は全土の所有者とされ、キャンディ王室政府を中心に二一の行政区に分けられていた。それは一二のディサーヴァネー (disavane) と九つのラタ (rata) からなり、それぞれに王の権限の代行

キャンディ王国時代の農村(波谷)

者としてディサーヴァ (disava)、ラター・マハトマヤー (raté mahatmayā) が任命され、司法行政、徴税の任にあたっていた。任期はたてまえ上一年であるが、実際には再任され世襲化される傾向にあった。⁽⁹⁾

これらの行政区内はいくつかのコーラレー (korāle) に区分され、それはさらにいくつかのパットウ (pattu) に区分され、それぞれ代官がおかれた。パットウは最小の行政単位で、約十数カ村を含んでいた。これらの地方官吏や政府官僚(たとえば宰相や都の警察長官)は、報酬として特定の村からの徴税権が与えられていた。⁽¹⁰⁾

このような国家機構をもったキャンディ王国は、一八一五年のイギリス軍のキャンディ侵攻まで存続した。このため海岸地帯が早くから貨幣経済に接して西欧化が進行したのに対し、内陸部では今日でも伝統的な文化を多く残しているといわれる。⁽¹¹⁾

註(1) これらの点は、歴史学や経済学分野から多くの研究者によって指摘されてきている。たとえば、松井透、山崎利男編『インド史における土地制度と権力構造』、東大出版会、一九六九年。滝川勉編『東南アジアの農業・農村問題』、亜紀書房、一九七一年。大野盛雄編著『アジアの農村』、東大出版会、一九六九年。

(2) 一九七一年四月に政府が非常事態宣言によって人民解放戦線の幹部を逮捕したことを契機に、十万人の農村青年が蜂起した。反乱は二カ月後に鎮圧された。

この反乱に関する論文としては、社会学的な視点から分析した G. Obeyesekere, "Some Comments on the Social Backgrounds of the April 1971 Insurgency in Sri Lanka (Ceylon)," *Journal of Asia Studies*, May 1974 が有名。

(3) 一八四〇年代以降南インドからの移民が急増し、初期にはコーロエー國の、後に茶園の主要な労働力となった。古くから島の北部に移住したタミル人と区別して、彼らはインマ・タミル人と呼ばれる。

(4) 上記は、① E.R. Leach, *Pul Eliya*, Cambridge Univ. Press, 1961. ② G. Obeyesekere, *Land Tenure in Village Ceylon*, Cambridge Univ. Press, 1967.

③ N. Yalman, *Under the Bo Tree*, Univ. of California Press, 1967. ④ M. Robinson, *Portugal Structure in a Changing Sinhalese Village*, Cambridge Univ. Press, 1975. ⑤ ⑥の調査年度は一九五四年。調査地はノース・セントラル州プルエリヤ (Pul Eliya)。^⑦ 一九六一年。サウザン州マダガマ (Madagama)。^⑧ 一九五四—五五年。セントラル州テルテンネ (Terutenne)。^⑨ 一九六二—六三年。一九六七年。セントラル州モラムテヤ (Morapitiya)。

(5) B. Ryan, *Caste in Modern Ceylon*, Rutgers Univ. Press, 1953, p. 262.

地、牛・水牛の放牧地、薪・肥料の供給地、新村の建設地として重要であった。高地では水田は河谷にひらかれ、山腹にも棚田が発達していた。ここでは天水または簡単な堰で河川から水を引くことによって耕作されていた。耕作の過程ではアタン (attan) と呼ばれる互恵的労働交換が広く行なわれていた。北部の乾燥地帯は、ヨーロッパ列強の支配も、キャンディ王国の支配もほとんど及ばない地域であった。ここでは稲作は貯水池灌漑に依存し、カイヤ (Kaiya) と呼ばれる互恵的労働チームによる共同労働が行なわれていた。⁽¹⁾

この時代の村は徴税権者の違いにより次の三つのタイプに分けられる。⁽²⁾

- (1) ガバダーガマ (Gabadagama)

政府の直轄地で、ほとんどこが首都の周辺に集中していた。耕地の一定区画 (ムテットウ muttettu) と呼ばれる直営地) が村内の農民によって耕作された。その収穫物は、国庫収入、王や王族の収入、ディサーヴァの報酬にあてられた。
- (2) ニンダガマ (Nindagama)

王が勲功のあった者や官位保有者に対して報酬として徴税権を与えた村である。ここでも徴税権者の直営地が村人によって耕作された。ニンダガマを最終的に廃止する法律が制定されたのは、一九六八年のことである。⁽³⁾
- (3) ヴィハーラガマ (Vihāragama) とデーヴァーラガマ

キャンディ王国時代の農村 (渋谷)

アナラダプラには紀元前三世紀から紀元十世紀まで、ポロナルワには十世紀から二三世紀の間王都が置かれた。

(6) Univ. of Ceylon, *History of Ceylon*, Vol. I, Part II.

(7) 永積昭『オランダ東インド会社』、近藤出版社、一九七一年。

(8) Univ. of Ceylon, op. cit., Vol. III, p. 61—62.

(9) ラタはディサーヴァネーよりもやや領域の規模が小さく、ほとんどが首都の周辺に集中していた。ディサーヴァの中にはかなりの勢力をもち王に対抗する者もいた。また遠隔地の場合には中央の権力があまり及ばず、しばしば半独立状態にあった。

(10) R. Peris, *Sinhalese Social Organization*, Peradeniya, 1956.

(11) 今日でもしばしば低地シンハラ人、高地シンハラ人として言及される。

1. 土地制度

シンハラ語では村をガマ (gama) と呼び、一定の耕地と居住地および居住者からなる社会を意味する。村の経済は稲作が中心で、畑や焼畑での果物、雑穀、野菜の栽培がそれに加わる。また村の周囲の森林や荒蕪地は、焼畑の用

(Devālegama)

王が仏教寺院 (vihāra) やヒンドゥー寺院 (devāle) に対して施与した村である。やはり直営地が村民によって耕作され、収穫物は寺院の収益となった。ここではガバダーガマやニンダガマの場合と違って、王に対する税や賦役の義務は免除されていた。これらの寺領地は今日でも存続しており、土地改革の課題の一つとされている。⁽⁴⁾

このようにいずれの村でも一定の直営地があり、残りの部分は村民によって保有された。各村落内の耕地制の構成は、だいたい次のようになっていた。⁽⁵⁾

- (1) 徴税権者の直営地 (ムテットウ)
 - a ニンダ ムテットウ (ninda muttettu)

先祖伝来の土地を保有するニラカーラヤ (nilakara-ya) と呼ばれる農民によって、徴税権者のために耕作される土地。
 - b アンデ ムテットウ (ande muttettu)

徴税権者が、没収、贈与、購入などによって獲得した土地。耕作者は収穫物の半分を徴税権者に納める。
 - (2) パラヴェニ パング (paraveni pangu)

ニラカーラヤの保有地で、耕作権が永続的に保有される。居住地に附属する畑地や焼畑も含まれる。
- 農民は直営地の耕作を行うことによって世襲的に土地を

保有した。土地の他の保有形態としては、マルウエナ (maruwena) 制があり、原則として農民に対して一耕作期のみの耕作権が与えられた。実際には何年間もまたは何世代にもわたって耕作されていたが、耕作者には世襲的な権利や売却、転貸は許されなかった。今日広く行なわれている刈分け小作としてのアンデー (andē) 制もすでにみられた。また土地を抵当にしての借金ウカス (ukasu) も行なわれていた。生産力の低い土地や焼畑では収穫物の十分の一が納められ、これはオットウ (ottu) と呼ばれた。また農民の間では、耕作者や耕地のローテーションとしてのタットゥマール (tattumaru) 制も行なわれていた。⁽⁶⁾

たてまえ上、王が全土の所有者とされていることから、すべての臣民は王に対する賦役の義務が課された。これはラージャカリーヤ (rājākrīya) と呼ばれた。土地台帳 (jalamitti) には村ごとに耕地名が記され、その保有者が登録されていた。これにもとづいて徴税権者に対する土地保有者の義務が定められていた。ラージャカリーヤの内容は、官職の地位やカーストによって様々であった。農民にとつてのラージャカリーヤは、次の三つの義務で構成される。⁽⁷⁾

- (1) 穀物税
- (2) 非常時の兵役

- (3) 徴税権者に対する賦役 (道路建設、運搬、直営地の耕作、サービス・カーストの場合は世襲的な役割に際したサービスの提供)

以上のようにラージャカリーヤは、土地保有権と結びつけられていた。官吏はその職務に対する報酬として、特定の村の直営地からの収益や村人によるサービスを徴収する権利が与えられた。官吏に対する農民の賦役も王に対する間接的な奉仕とみなされ、この義務を果すことによって土地保有権が認められた。ラージャカリーヤは人に附随しているのではなく、土地に附随しているもので、義務を果せない者はその土地の保有権を喪失する。土地の売買や贈与の場合、購入者や受贈者はその土地に附随するラージャカリーヤを果さなければならぬ。⁽⁸⁾ またカーストによって賦役の内容が異なるので、洗濯人カーストが耕作していた土地を上位のゴイガマ・カーストが耕作するようなことはなかった。土地を保有しない者のラージャカリーヤは軽いもので、穀物税を払う必要もなかった。保有権を失った者は小作人として耕作に従事していた。⁽⁹⁾

それぞれの村で税の徴収やラージャカリーヤの組織者としての役割を果したのは、ガマラーラ (gamarāla) であった。一カ村に二、三人おり、その報酬として彼らの土地は他の村人によって耕作された。

タンバイア (H. W. Tambiah) は土地に対する権利について、「個人ではなく村落が、そしての中には家族が土地の保有者であった。家族は共同で耕作する土地を割当てられた。ある一定の土地は村に所属し、共同で保有され、放牧地または他の共通の目的のために利用された」と、保有の共同体的な性格を強調している。これは村落の成員権と土地保有権が不可分の関係にあることを意味し、ピエリス (R. Piers) が次に指摘するように、農民の間に土地に対する強い執着があった。

彼らは、年に三カ月の間家族を離れてラージャカリーヤのためにキャンディに行かなければならなかったにもかかわらず、保有地を保持するために人々を駆立てる何かがあった。先祖伝来の財産に対する執着は驚くほど強く、人々はとくに彼らのナム・ガマ (nama gama) ——そこから耕地と家族の名前が由来している——を失うことを嫌った。⁽¹¹⁾

土地は経済的な安定を保障するだけでなく、社会的威信や地位の確保にも重要であった。土地を保有しない人々は、小作農になるかあるいは農業労働者として耕作にたずさわり、報酬として収穫物の一部を受け取った。彼らの中には村の奉行人として、上位カーストが不浄とみなす仕事に従事した者もあった。このような人々は、村のはずれや町に住んでいることが多かった。⁽¹²⁾

キャンディ王国時代の農村 (渋谷)

このようにキャンディ王国時代の土地をめぐる権利関係は、ラージャカリーヤやカースト制と不可分の関係にあった。

注(1) 語源はアタンがシンハラ語、カイヤがタミル語で共に「手」をあらわし、手間替えを意味する。今日でも各地で行なわれている。

(2) R. Piers, op. cit., Part Two. H. W. Tambiah, Sinhala Laws and Customs, Colombo, 1968, Chap. XIV.

(3) 中村尚司「セイロンの農業水利と植民地支配」、『アジアの灌漑農業』、アジア経済研究所所内資料、一九七三年八月。

(4) W. Gooneratne, *Land Tenure Problems and Land Reform in Sri Lanka*, アジア経済研究所所内資料、一九七五年、V.R.F. Series, No. 39, p. 61—62.

(5) H. W. Tambiah, op. cit., p. 193—194.

(6) オベーカーケラ (G. Obeyesekere) によると、タットゥマール制は二つのタイプに分けられるという。一つは、共通の先祖をもつ親族集団の間で行なわれる耕作地のローテーションである。成員は一耕作期ごとに持分権に応じて異った区画を耕作する。もう一つのタイプは、相続人の間で分割されるには狭すぎる土地に対してとられる処置である。共同保有者は、一定の土地を一耕作期ごとに交代で耕作する。

- (7) R. Peris, op. cit., p. 95.
- (8) Ibid., p. 45.
- (9) Ibid., p. 97—100.
- (10) H. W. Tambiah, op. cit., p. 157.
- (11) R. Peris, op. cit., p. 98.
- (12) H. W. Tambiah, op. cit., p. 158.

二、親族組織とカースト

婚姻は親族組織の形成や財産相続の問題にかかわっており、村落の社会経済構造の中で重要な意味をもっている。シンハラ人の婚姻については、法学者、社会学者、人類学者によって、しばしば結婚と蓄妾とが判然としないとして言及されている。⁽¹⁾これは「結婚は人生における一時的な定め⁽²⁾とする考え方や、相続のあり方と関連しているようである。

富裕な人々や身分の高い人々の間では、入念かつ盛大な婚姻儀礼が行なわれた。しかし一般にはきわめて簡素な形で行なわれ、式を行なわないことも少くなかった。もっとも普通にみられた形は、花婿が布を持って二、三人の付添人と花嫁の家に行く。花嫁はその布を身につけ、花婿や付添人とともに花婿の家に行く。これらの段取りは、前もつ

て星占いによって吉兆の時日が選ばれているというものであった。⁽³⁾

キャンディ慣習法では、男女が夫と妻として共に生活するならば婚姻として有効で、彼らの間に生れた子供は財産を相続することができた。しかしながら一般に適法とされる婚姻は、次のような規定にそっていた。

- (1) 配偶者は、同じカースト、またはサブ・カーストの成員であること。しかし上位カーストの男性と下位カーストの女性との間の婚姻は認められた。この場合子供は父親から財産を相続することができたが、カーストは継承できなかった。
- (2) 男性からみた場合、娘、姉妹、オバとの婚姻は禁じられている。義理の姉妹や分類上のメイ、分類上の母の姉妹は婚姻が許された。また平行イトコは避けられたが、交叉イトコとの婚姻——第一に母方のオジの娘、次に父方のオバの娘——が好まれる傾向があった。
- (3) 配偶者同士は、明確な夫婦関係を形成する意志をもって生活すること。これは婚姻儀礼によって立証される。儀礼なしの婚姻の場合、花婿またはその家族から異議が出なければ確認されたことになる。
- (4) 両親や親族の承諾。身分のある者は王の承諾が必要。恋愛結婚はまれで、婚姻は普通親同士の間で取決め

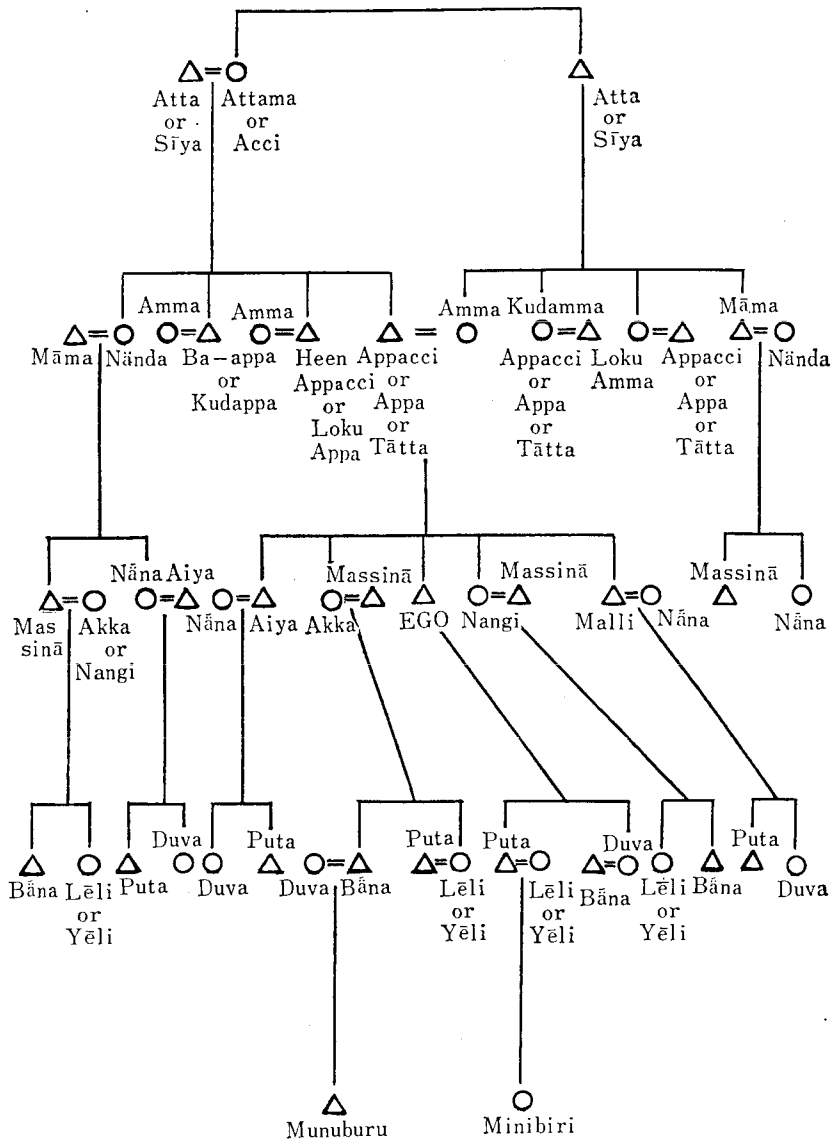


図2 シンハラ人の親族名称

※ 平行イトコは実の兄弟姉妹と同様、Malli (兄), Aiya (弟) Nangi (姉), Akka (妹)と呼ばれる。

キャンディ王国時代の農村(渋谷)

られ、いかなる場合でも両親と親族の承諾が必要であった。これらの承諾を無視して婚姻を強行するならば、財産相続権を剥奪され、カーストや村からも追放された。身分のある者は王の承諾が必要とされたが、これは支配層の純潔を保持するためであった。

南インドのタミル人の慣習と同様、シンハラ人の間では、交叉イトコとの婚姻が望ましいとされてきた。ある男からみた場合、母の兄弟の娘との婚姻がもっとも望ましく、次に父の姉妹の娘であった。これは親族名称の分類方法と対応している。妻の父と母の兄弟、父の姉妹と妻の母、交叉イトコと妻の兄弟姉妹、兄弟姉妹と平行イトコなどがそれぞれ同一の名称で呼ばれてきた。したがって同世代の者は、すべて兄弟姉妹か交叉イトコに分類されていることになる(図2参照)。交叉イトコ婚といっても当然分類上の交叉イトコを含んでおり、擬制的な性格をもっている。交叉イトコ同士であれば身近な親族であり、親族内の関係を維持強化させる。またカーストやサブ・カーストの境界を犯すことがなく、財産も親族内に保持することができ

る。シンハラ社会では古くから身分に関係なく一妻多夫婚が行なわれ、キャンディ地方では一九世紀までひろくみられた。もっとも普通に行なわれた一妻多夫婚の形態は、二人

の兄弟が一人の女性と婚姻関係を結ぶものであった。しかし夫が二人に限定されているわけではなく、七人に達する例もあった。妻が夫の兄弟でない男性を新たにむかえる場合には、夫の承諾が必要であった。一妻多夫婚での子供は、すべての夫の子供とみなされた。シンハラ社会の一妻多夫婚は、遠隔地の焼畑耕作やラージャカーリヤのために男手が必要だったこと、財産の細分化の抑制などと関連していたと思われる。

イギリス植民地政府は、一八五九年の婚姻法(Marriage Ordinance, No. 13 of 1859)によって一妻多夫婚を禁止、婚姻の登録を義務づけた。しかし一九五〇年代でも、東部乾燥地帯の山間部では一妻多夫婚が若干存在することが報告されており、登録も徹底しているわけではない。⁽⁵⁾婚姻には居住や財産相続の方法の違いから、ディーガ(Diga 夫方居住)婚と、ピンナ(Pinna 妻方居住)婚の二つの形態がある。もっとも一般的でかつ好まれてきたのは、夫方居住婚である。花嫁は花婿の家に行き、花婿の親族の一員となる。花嫁は元の親族の成員資格を失い、父親の土地に対する相続権は放棄される。妻方居住婚は、花婿が花嫁の家に行き、花嫁の親族の一員となる形である。この場合女性性は父親の土地を分配される。新夫婦は花婿の両親と同居するとはかぎらないが、夫は経済的に妻の親族に

強く依存することになる。妻方居住婚は、兄弟のない女性またはいてもまだ幼い場合などにとられる形式である。夫は相続すべき財産をほとんど持たない者が多く、家族内の地位は非常に低くかった。子供は、母方の祖父から名前や土地を継承した。

離婚は容易に行なわれ、普通夫婦間の合意にもとづいて夫が妻を生家に帰らせることによって成立した。離婚に際して、妻は婚姻の時に持参した財産を持ち返えることができ、夫婦共同で獲得した財産は分割された。生家にもどった女性に対して、両親や兄弟は彼女が再婚するまで扶養することが求められていた。妻方居住婚の場合、妻の両親が離婚に関して強い権限を持っており娘の承諾なしで婿を追放することができた。

ここでシンハラ社会の親族組織についてふれておきたい。パヴラ(Pavula)は、英語の訳語としてしばしばfamilyがあてられている。しかしパヴラは、自分の妻をさす場合から、妻と子供、婚姻と出目によって結ばれている人々(一つの村の範囲を越えて広がっている)を含み、元来非常に幅広い親族概念である。パヴラでは、ある男からみた場合、妻の兄弟や妻の父、交叉イトコとの関係が重視されてきた。村人の生活にとって大きな意味をもつのは、家族やパヴラである。しかし婚姻関係はサブ・カースト全体に

拡大される可能性をもっており、サブ・カースト自体最大の親族集団である。双系的な血縁にもとづくサブ・カーストは、内婚制によって地縁的にも社会的にも領域が固定されている。このようなサブ・カーストの枠内で、パヴラは地縁的にも社会的にも比較的流動的な集団として存在する。このように親族組織は、構造的にカースト制とうまく噛み合っているのである。

カースト内にはこのほか、共通の名前をもつゲデラやヴァーサガマと呼ばれる集団があった。これらの集団では、名前や身分などが父系的に継承されていた。しかしながらこれらの集団については、研究者の間で見解の分れるところである。

ゲデラについてライアン(B. Ryan)は、「支配カーストの間ではゲ(ge)の名前は、しばしば出身地と同様トームと関連する古い時代の家族の象徴を意味している。……低いカーストの場合その名前は、カースト内の地位や役割を意味している」と、カースト内の身分集団として把握している。⁽⁶⁾

リーチ(B.R. Leach)は、ゲデラ名は先祖が保有した耕地名が用いられ、ヴァーサガマ名はキャンディ王が与えた官位に由来するとしている。⁽⁶⁾

族集団を示唆し、村内での身分を表わしている。一方ヴァーサガマ名は、かつての貴族の称号で、親族としての意味をもたない。この村では、ヴァーサガマ名とゲデラ名の両方をもつ者もいる。⁽¹¹⁾

オバーセケラ (G. Obeseke) の調査村では、ヴァーサガマ名は村名とサブ・カースト名から構成されている。ここでは一つの村が、そのまま外婚的な父系親族集団となっている。そしてこのようなヴァーサガマは、キャンディ地方で見られるゲデラと類似するとしている。⁽¹²⁾

ロビンソン (M. Robinson) の報告では、これらの集団は異った親族集団で、ゲデラは共通の名前と威信を保持し、かつては家屋敷集団と深く関連していたとしている。またヴァーサガマについては、王が与えた官位に由来し、イギリスの爵位に類似する名前を共有する集団とみている。⁽¹³⁾

以上の見解は、一九五〇年代以降の实地調査をもとにしたものである。報告内容や見解は研究者によって様々で、共通点といえば、名前や身分の共有とその父系的継承だけである。一九世紀以来改名が容易に行なわれているので、名前による分析は非常に困難であると思われる。現在の研究段階では、キャンディ王国時代におけるゲデラやヴァーサガマの機能や構成、パヴラなど他の親族組織との構造的

連関については明らかでない。

財産の相続は、婚姻や親族集団の形成と密接に関連しており、村落内での人の社会的、経済的存在を左右する。とくに土地相続はもっとも重要で、土地制度と切離して考えることはできない。

シンハラ社会では、一般に無遺言の形で相続が行なわれ、親から子への相続は兄弟姉妹間での均分の原理にもとづいていた。財産は、夫が相続したもの、妻が相続したものの、夫婦共同で獲得したものの三つに分けられる。夫は実質的に家族全体の財産を管理するが、妻は自分が相続した財産に対する権利を保持する。したがって子は、財産を父と母からそれぞれ相続した。タンバイアのキャンディ王国時代の慣習法に関する見解は、次のように要約できよう。⁽¹⁴⁾

- (a) 母親の財産は、夫方居住婚、妻方居住婚に関係なく兄弟姉妹間で等しく分割される。
- (b) 父親の財産は、兄弟と未婚の姉妹および妻方居住婚の娘の間で等しく分割される。しかし未婚の姉妹の権利は、夫方居住婚により彼女が夫方へ移ると同時に放棄されるので、一時的なものである。夫方居住婚により婚出する娘は、普通動産(金銭や宝石の場合が多い)で持参金が贈られる。息子の場合は、妻方居住婚であっても相続権を失うことはない。

しかしながら人類学者によって、以上のタンバイアの見解とは幾分異った相続方法も報告されている。たとえばロビンソンは、セントラル州の村モラピティヤ (Morapitaya) の事例によって次のように指摘している。⁽¹⁵⁾

。モラピティヤにおける伝統的な慣習では、父親の財産は息子へ、母親の財産は娘へと継承され、持参金は用いられない。論理上男系の財産は固定される。交叉イトコ娘の慣習はないので女性の財産は浮動する。

。今日でも富裕者の間では、これらの慣習が行なわれている。

一方ヤルマンは、同じ州の村テルテンネ (Teutenne) の事例で、富裕者の間ではタンバイアが指摘した右の原則が慣習として行なわれていることを報告している。しかしゴイガマ・カースト内の最上位のサブ・カースト、ラダラ (Radala) に属する一部では、モラピティヤと類似する慣習が行なわれていることも指摘している。また貧しい者の間では婚姻に際して持参金も婚姻儀礼もなく、妻方居住婚、夫方居住婚に関係なく両親の財産がそれぞれ兄弟姉妹間で均分されているとしている。⁽¹⁶⁾

またピリスは、「一般に父方の遺産は息子の間で分割され、長子に対する唯一の特恵は、父親の死に際して家長としての彼の役割が考慮されて、もっとも広い土地を与えられたことであった——普通は先祖伝来の家屋敷 (mu-

gedera) のある土地」と、キャンディ王国時代の相続に関する長子の特異な地位を指摘している。

ヤルマンとロビンソンの提示した事例は比較的最近のものであり、植民地統治下での社会経済的变化を考慮しなければならぬとはいえず、キャンディ王国時代の相続の慣習の中にすでに多様性が存在していたことを想起させる。そもそもこの島には、シンハラ人の移住に先だつてヴェツダ族やドラヴィダ人などが住んでいた。その後の南インドからの移住者を包括して、シンハラ社会が形成されたが、それぞれの慣習の違いが尾を引いていることは十分考えられる。また身分や富裕度、カーストによる違いもありうる。兄弟姉妹間の均分が基本原則であっても、それを達成する方法は様々であったように思われる。キャンディ時代の相続の慣習を明らかにするには、シンハラ農村の实地調査、土地台帳や訴訟記録などの分析、インドの成文法や慣習法との比較研究などが必要とされよう。

カースト制については、土地の保有関係、ラージャカリーヤ、親族組織との関連である程度ふれてきた。しかしここで少し立入って、シンハラ社会のカースト制の特徴について考察しておくことにしよう。

南アジアに広くみられるカーストは、地方により、時代によりその数も地位も多様で、シンハラ社会内部でも各カ

ーストが均質的に配分されていたわけではない。シンハラ社会のカースト制は、構造的には南インドのそれと類似するといわれる。永年にわたる南インドとの文化接触や移住者の吸収によるものである。カースト制を批判した仏僧の教えにもかかわらず、シンハラ社会では仏教がカースト制と融合してきた。⁽¹⁸⁾

シンハラ人の間では、カーストおよびサブ・カーストを意味する言葉としてジャーティ (Jati, 出生) や、クラヤ (kulaya, 色) が用いられてきた。サブ・カーストに対してはかつてヴァリガ (variga) という言葉もあり、北部乾燥地帯の一部では、一九五〇年代でも用いられていることをリーチが報告している。⁽¹⁹⁾ シンハラ社会のカースト制の特徴は、一カ村一カーストまたは一サブ・カーストの傾向が強いことで、とくに北部乾燥地帯では顕著である。したがってゴイガマ・カーストだけの村や洗濯人だけの村もめずらしくない。

シンハラ社会のカーストは、大きく三つに区分できる。
 (1) ゴイガマ——農耕カースト。最上位で最大の規模をもつ。多くのサブ・カーストに分れている。
 (2) サービス・カースト——洗濯人、鍛冶屋、太鼓たたき、陶工、肉桂製造者、漁師、床屋などで、ゴイガマに奉仕する。

かかっているもので、農民の生活に大きな意味をもつてきた。

このようにキャンディ王国時代のカースト制は、土地制度やラージャカーリヤと結びあつて行政機構を支えていた。今日認められるカーストやサブ・カーストは、⁽²⁰⁾ 直接的にはキャンディ王国時代の分業体制に起因している。

- 注 (1) たよんぎ H. W. Tambiah, op. cit., p. 121—122.
 N. Yalman, op. cit., p. 159—160. P. Piers, op. cit., p. 197. E. R. Leach, op. cit., p. 89—90.
 (2) R. Piers, p. 197.
 (3) Ibid., p. 200. H. W. Tambiah, op. cit., p. 117.
 (4) R. Piers, p. 207—208. H. W. Tambiah, p. 126.
 (5) N. Yalman, op. cit., p. 108—114.
 (6) M. Robinson, op. cit., p. 40. E. R. Leach, op. cit., p. 104—107.
 (7) ケデラはゲと同義で、核家族や家屋を意味する。ここでは同じ名前をもつ核家族の集合体を指す。
 (8) B. Ryan, op. cit., p. 26.
 (9) E. R. Leach, op. cit., p. 96—97.
 (10) ティヤサーヴァは上層官僚の一族。
 (11) N. Yalman, op. cit., p. 142—143.
 (12) G. Obeyesekere, op. cit., p. 14—17.
 (13) M. Robinson, op. cit., p. 41—42.
 (14) H. W. Tambiah, op. cit., p. 213—313.

キャンディ王国時代の農村 (渋谷)

(3) サービス・カーストに奉仕する洗濯人や敷物製造者などと、アウトカーストとしてのロデー (Rodi, 乞食)。ゴイガマは、字義からすると農耕カーストを意味するが、農民だけでなく貴族や官吏も含んでいた。サブ・カーストの区分は、キャンディ王国時代の官僚制と密接に関連していたので、今日でもキャンディ地方では多くのサブ・カーストが知られている。またサービスは、キャンディの王や官吏を中心に組織されていたので、地方に較べて首都周辺では多種のカーストが集中していた。

サービス・カーストは、生れによって穢れた存在とされていた。道でゴイガマと出会った時にはゆずらなければならず、肩にかかっている手拭いや衣服をとることが礼法とされていた。また異カースト間では、婚姻や飲食に関する禁忌があった。それぞれのカーストの役割は世襲的な義務であり、また権利でもあった。

キャンディ王国時代には、政府はそれぞれのサービス・カーストの首長を通じてラージャカーリヤをコントロールしていた。ラージャカーリヤと引換に多くのサービス・カーストも土地を保有し、農耕に従事していた。⁽²⁰⁾ サービス・カーストによる奉仕は、王や官吏だけでなくゴイガマの農民に対しても行なわれた。とくに洗濯人や太鼓たたきは、出生、成女式、婚姻、葬儀などの通過儀礼や寺院の祭式に

- (15) M. Robinson, op. cit., p. 47—48.
 (16) N. Yalman, op. cit., p. 130—136.
 (17) R. Piers, op. cit., p. 222—223.
 (18) たとえば今日のスリランカの仏教教団は、シャム、アラブラ、ラーマンニヤの三派に分れているが、最大のシャム派の僧侶はゴイガマ、カーストの出身者に限られている。
 (19) プル エリヤ村の周辺では、ヴァリガは一九三〇年代まで裁判権をもつていて、カースト、婚姻、相続などの問題を処理した。
 (20) R. Piers, op. cit., p. 180—187.
 (21) 以下に参考として、ライアンやヤルマンの研究をもとに、今日のシンハラ社会でみられるカーストとその由来を付記しておく。

- ① ゴイガマ (Goyigama)・農耕カースト
 サブ・カーストとして、最上位のラダラ (上層官僚、貴族)・パッチティ (Pattu)・王の牛飼、カトゥプレ (Katupulle)・王の書記などを含む。
 ② カラーヴァ (Karava)・漁師
 西南部の海岸地帯に多く、南インドから移住してきたといわれる。
 ③ サラーガマ (Salagama)・肉桂製造者
 オランダ東インド会社は、彼らを組織して肉桂貿易を独占した。西南部に集中している。
 ④ ドゥラーヴァ (Durava)・トディ (ヤシ酒) 製造。
 西南部に多い。カラーヴァ、サラーガマと同様に

三一八世紀の間に南インドから移住してきたカー
ストで、スリランカでは他のカーストに較べて新し
い。西南部のゴイガマとともにこの三者は、プラン
テーションの発展に際して一早く商業や輸送業、コ
ーヒーやココナットの栽培に乗り出した。また一九
世紀後半以降イギリスからの独立運動で指導的役割
を果し、スリランカ近代の政治、経済発展にとって
大きな存在となってきた。

- ⑤ ナヴァンダンナ (Navandanna) ・ 鍛冶屋
銀、銅、鉄製品と農具の製造。キャンディ地方で
は大工や木細工人も含んだ。
- ⑥ ハンナリー (Hannali) ・ 仕立て屋
キャンディ地方でみられる。
- ⑦ フヌ (Hunu) ・ ライム (lime) 加工
- ⑧ ヘーナ (Hena) ・ 洗濯人
インドでドービー (dhoby) と呼ばれているカー
スト。彼らの彼割は、穢れたもの(家屋や衣服など)
を浄化したり、僧侶に対して衣、婚姻儀礼で白い布
を捧げることである。
- ⑨ ヴァフンプラ (Vahumpura) ・ 砂糖製造
ヤシ (Kiriul palm) からつくる。
- ⑩ ヒンナー (Hinna) ・ サラーガマの洗濯人
西南部に多い。
- ⑪ バダヘラ (Badahala) ・ 陶工
- ⑫ パニッキ (Pannikki) ・ 床屋
西南部に多い。

つては収穫時に物乞いを行い、ヒンドゥー寺院への
立入りは、バトゥガムとともに禁じられていた。

おわりに

以上のようにキャンディ王国時代の農村の社会経済構造
について、土地制度、親族組織およびカースト制との関連
で考察してきた。ここで明らかなのは、土地保有権とカ
ースト成員権、ラージャカーリヤが不可分の関係にあるこ
とである。カーストまたはサブ・カーストは最大の親族集
団であるから、単一のカーストまたはサブ・カーストから
なる村では、村人同士は親族の絆で結ばれている。したが
って村落成員権が、右の三者に加わることになる。

キャンディ王国時代には、土地に対する権利と義務の関
係を軸にして、サービスが組織されていたとみることがで
きる。国内の商業があまり発達していない状態では、権力
者にとって生産物の徴収よりもサービスの徴収の方が大き
な意味をもつ。これらのサービスはカーストごとに、そし
て村ごとに組織されていた。徴税権者は、それぞれの村の
ガマラーラを介してサービスを獲得することができた。ガ
マラーラは、村人から税を徴収し村人を徴税権者の直管地
の耕作その他の賦役に動員した。これによって彼は自分の

キャンディ王国時代の農村 (渋谷)

- ⑬ ヴェッリ・ドゥライ (Velli-durayi) ・ 菩提樹の番
人
- ⑭ パンナ・ドゥライ (Panna-durayi) ・ 草刈人
キャンディ地方でみられる。
- ⑮ ベラヴァー (Berava) ・ 太鼓たたき
寺院の祭礼、魔よけの呪術。
- ⑯ バトゥガム・ベラヴァー (Bagam Berava) ・ 大
鼓たたき
- ⑰ キャンディ地方でみられる。
- ⑱ コンタドゥライ (Kontadurayi) ・ 不明
キャンディ地方でみられる。
- ⑲ バトゥガム (Bagam) ・ 王のかごかき
キャンディ地方でみられる。
- ⑳ オリー (Oli) ・ 踊り手
魔よけの呪術の時に踊る。
- ㉑ パリー (Pali) ・ サービス・カーストに対する洗
濯人
キャンディ地方でみられる。
- ㉒ キシナラ (Kinnara) ・ 敷物製造
キャンディ地方でみられる。
- ㉓ ガハラ・ベラヴァー (Gahala-berava) ・ 葬儀の
太鼓たたきと死刑執行人
キャンディ地方でみられる。
- ㉔ ロディー (Rodi) ・ 乞食でスリランカでは唯一の
アウト・カースト
非常に少数で北部ジャングルに集中している。か

保有地を村人に耕作させる権利を得た。村人はこれらの義
務を果すことによって、土地保有権を保持することができ
た。サービス・カーストの場合は、ゴイガマ・カーストに
対する儀礼的サービスが付加されていた。

このような社会経済体制は、貨幣をほとんど必要としな
いシステムであったと考えられる。たとえば、サービス・
カーストによるサービスに対する報酬は穀物や布などがあ
てられ、村人の間では互恵的労働交換が行なわれていた。
また官吏の報酬は、村人からのサービス(直管地の耕作も
含む)の徴収権であった。

親族組織を基礎にしたカースト制は、土地制度と結合し
て一種の共存の原理として機能していたと考えられる。な
ぜなら、それぞれのカーストの世襲的な役割はカースト間
では相互不可侵であり、あるカーストの耕作地を他のカー
ストが手に入れることができないからである(とくに下位
カーストの耕地を上位カーストが耕作することは、穢れが
生じるとして避けられた)。

しかしながらカーストまたはサブ・カースト間の関係
は、対等の関係を意味するのではないこともすでに明らか
である。カースト制は、親族組織を基礎にして土地保有権
やラージャカーリヤと不可分の関係にあるので、人々はこ
れからのがれることは不可能である。村では、ガマラーラ

が他の村人と親族の絆で結ばれ同一のカーリストに属することによって、彼の権限と村人に対する統率力が強められた。浄・不浄の觀念によって行為が厳しく規制されたカーリスト制の中において、村落では人々はさらに、親族の絆と共同体の論理によって緊縛されていたことも見落してはならない。

このような社会経済構造をもった農村に大きな変化を与えたのは、イギリスの植民地統治とプランテーションの発展であった。植民地政府は、王制、ライジャカーリヤを廃止した。湿潤地帯におけるプランテーションの発展に伴う貨幣経済の浸透は、農民の階層分化を促し、地主、小作関係が形成されるようになった。また農民の間でも、畑地や焼畑でココ椰子、コーヒー、野菜などを商品作物として栽培する者が急速に増加した。

しかしながらこれらの変化によって、旧来の慣習が一扫されてしまったわけではない。ガマラーラは、かつての役割や特権を失ったとはいえ、水管理人、村会議員、徴税官吏として村内で権力をふるい続けている。また今日でも村落成員権と保有権の一体性、カーリスト、サブ・カーリスト内婚制、寺領地におけるサービスを伴う土地保有、タットゥマール制など、キャンディ王国時代の慣習を多く残している。これらは、私的所有と個人の論理にもとづく近代の社

会経済システムとは非常に異なるものである。これは単に近代と非近代の並存を意味しているのではなく、両者の間の不整合状態を示している。そしてこの不整合状態こそ、農村問題を複雑かつ困難なものにしている主因である。